

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業
最新情報便 Vol.5

新型コロナウイルス感染症に係る
武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業の基準
等の臨時的な取扱いについて
計2枚（本紙を除く）

令和2年3月30日

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課

事務連絡
令和2年3月30日

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問・通所事業所の管理者 殿

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業
の基準等の臨時的な取扱いについて（周知）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、国から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室外連名事務連絡）等で示されているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る本市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る基準等の臨時的な取扱いについて整理しましたので、下記のとおり周知します。

記

1 総論的事項について

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室外連名事務連絡）等で示されている介護サービスのうち訪問介護及び通所介護に係る部分については、原則として総合事業においても準用する方針です。

なお、その適用については個別協議により対応いたしますので、該当する事案が生じた場合は、当課まで御連絡をお願いします。

2 総合事業に係る部分について

前記の国事務連絡における総合事業に係る部分についての保険者見解については、別紙のとおりといたします。

この場合においても、該当する事案が生じた場合は、当課まで御連絡をお願いします。

3 地域包括支援センターとの連携について

1又は2の事案が生じた旨の御連絡をいただいた際には、当課から各地域包括支援セ

ンター宛て情報提供いたします。また、各事業所においても利用者の住所地を管轄する地域包括支援センターに対して、御連絡をお願いします。

4 その他

- (1) 本取扱いは、今後の状況により随時更新する場合があります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応その他の事項において個別具体的に疑義がある場合は、下記問合せ先又は事業所所在地の保険者宛て御照会ください。

5 問合せ先

健康福祉部高齢福祉課地域包括ケア係

電話 042-590-1233

メール kourei-4@city.musashimurayama.lg.jp

別紙

問1 当事業所は武蔵村山市において総合事業のほか、地域密着型事業も行っている。
その場合、本事務連絡の効力は地域密着型サービスにも及ぶか。

(答)

本事務連絡の効力は総合事業に関する内容であるため、地域密着型サービスには及びません。

なお、地域密着型サービスについては、原則として国事務連絡の内容が適用されるものと考えられますが、その他の事項については当課（介護認定給付係）にお問い合わせください。

問2 新型コロナウイルスが感染拡大する中、総合事業の第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）におけるサービス担当者会議については、どのような取扱いが可能か。

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能です。この場合、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応である旨記録してください。

なお、利用者の心身の状態に大きな変更が見られない等、第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要です。

問3 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業所が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、休業期間分を日割りすることが可能か。

(答)

日割り計算を行うことが可能な取扱いとします。